

独立行政法人国立美術館の中期目標

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立美術館が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

(前文)

国民に親しまれる美術館を目指して

21世紀において、心豊かで活力のある社会を築いていくためには、文化の一層の振興を図っていくことが重要である。

独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）は、①貴重な国民的財産である国内外の美術品を良好な状態で後世に伝え、文化の継承をしていくこと、②美術品を広く国民に紹介し、文化の向上・発展に努めること、③我が国の「顔」として国際文化交流を推進すること、④ナショナルセンターとして国内外の美術館活動の充実へ寄与すること等の役割を担うことが期待されており、その活動の活性化、基盤の整備は我が国の文化の振興において不可欠である。

このため、収蔵品の一層の充実や施設設備の整備充実をはじめとする収集・保管・展示機能及び調査・研究機能の向上を図るとともに、人材養成・研修、国際交流や文化発信の拠点としての機能を一層充実していく必要がある。

このような役割を果たすため、国立美術館の中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

国立美術館が実施する業務は、計画、準備から成果を得るまでには長期間を要するものが多いため、中期目標の期間は、平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間とする。

II 業務運営の効率化に関する事項

職員の意識改革を図るとともに、事務、事業、組織等の見直し、外部委託の推進等により、経費の合理化を図ること。

具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき新規に追加される業務、拡充業務分等を除き1%の業務の効率化を図る。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 収集・保管

- (1) 各館の目的、収集方針に即した計画的かつ適時適切な購入と寄贈・寄託の受入れの推進によるバランスのとれた収蔵品の充実を図ること。
- (2) 収蔵品の保存及び管理環境の維持充実を図り、収蔵品全体が常時、適切な保存及び管理環境下にある状況とすること。
- (3) 各館の連携を図りつつ、収蔵品についての修理、保存処理の研究及び計画的実施により適切な保存を図るとともに、国内外の美術館等の修理、保存処理の充実への寄与に努めること。

2 公衆への観覧

- (1) 常設展、特別展等の展覧会を計画的に実施し、広く国民や外国人が国内外の優れた美術品を鑑賞するとともに、美術の歴史的な流れや、芸術家による創造活動等について理解を得ることができる機会を提供すること。

実施に当たっては、学術的意義、国民の関心、国際文化交流の推進等に配慮して、中期目標期間全体としてバランスのとれたものとなるようにすること。

また、展示以外にも多様な方法を活用し、収蔵品についての理解の促進、関心の喚起等を図ること。

各々の展覧会について、開催目的、期待する成果等を明確にし、学術的意義、専門家等からの意見や入館者の満足度等を踏まえた事業評価を他の展覧会の充実に反映させていくこと。

更に、国内外の美術館・博物館との連携協力を推進し、巡回展の実施については中期目標の期間中毎年度平均で平成12年度の実績以上となるよう努めるなど、各地の観覧の機会の充実に寄与すること。

- (2) 収蔵品について、効率的活用を努めるとともに、他館や地方公共団体との相互活用を促進することにより、活用状況の充実を図ること。
- (3) 幅広く多数の国民の観覧を目指して、中期目標期間全体及び個々の展覧会において、実施目的、内容、良好な観覧環境の確保、過去の入館者数の状況等を踏まえた適切な入館者数の目標を設定し、その達成に努めること。

3 調査研究

- (1) 国内外の美術館・博物館関係者との研究会の開催や研究者の交流等も行いつつ、収蔵品や寄託品・借用品の作者・制作時期・来歴や背景・保管・展示に関する調査研究、関連する館外の美術品に関する調査研究など、美術館活動の推進に寄与する調査研究を計画的に実施するとともに、研究成果を美術品の収集等の業務の充実、文化の振興に反映させること。

- (2) 調査研究成果を多様な方法を活用して積極的に公表し、国民の文化、美術品、美術館活動に対する理解促進、関心の喚起等を図るとともに、国内外の美術館活動の推進に寄与すること。

4 教育普及

- (1) 国内外の情報の収集、記録の作成・蓄積を図るとともに、レファレンス機能の充実により国民の理解の促進等に寄与すること。
- (2) 新学習指導要領、完全学校週5日制の実施も踏まえ、館の教育普及機能及び環境の整備、学校や社会教育関係団体等との連携強化や学校の教員を対象とした研修等の検討・実施により、児童生徒を対象とした教育普及の取り組みの充実や学校教育における美術館の活用の推進を図り、心の教育への寄与、文化、美術品等の理解促進、学習意欲・興味・関心喚起等を図ること。

なお、児童生徒を対象とした主催事業への参加者数については中期目標の期間中毎年度平均で平成12年度の実績以上の確保に努めること。

- (3) 生涯学習の推進に向けた取り組みを充実することにより、文化、美術品等の理解促進、興味・関心喚起等を図ること。

なお、主催事業に参加した者のうち、毎年度平均で80%以上の者から「有意義だった」、「役に立った」と回答されるよう内容等の充実を図るとともに、参加者数については中期目標の期間中毎年度平均で平成12年度の実績以上の確保に努めること。

- (4) 全国の美術館・博物館の展覧会等の運営に対する援助・助言、美術館・博物館職員その他関係者を対象とした実務研修を含めた研修機能・研修内容等の充実、情報交換・人的ネットワークの形成等に努めること。

なお、国立美術館が主催する実務研修については、参加者の知識や技術の習得における達成度が向上するよう研修内容の充実に努めること。

- (5) インターネット等を活用した各種情報の積極的な発信、展覧会や教育普及事業等についての広報活動を充実し、文化、美術品、美術館活動についての国民の理解促進、情報入手等に寄与するものとする。

なお、ホームページへのアクセス件数については中期目標の期間中毎年度平均で平成12年度の実績以上を達成するよう努めること。

- (6) ボランティア等や支援団体を育成し、意思疎通、理解を促進することにより、ボランティア等実施者の文化等に対する学習ニーズへの適切な対応とともに、ボランティア等実施者の確保と協力も得て美術館におけるサービス提供の充実を図ること。

5 新たな美術館施設の円滑な運営について

- (1) 増改築中である東京国立近代美術館本館について、平成14年の開館に向けて、体制整備、展示等の実施準備を進め、開館後は円滑な事業実施に努めること。

(2) 大阪市中之島に移転新築することとしている国立国際美術館について、平成16年の移転に向けて、体制整備、展示等の実施準備を進め、開館後は円滑な事業実施に努めること。

6 その他の入館者サービス

(1) 高齢者、身体障害者、外国人等を含めた入館者本位の快適な観覧環境の形成により、入館者の満足度の向上を図ること。

(2) 小中学生の入場料の低廉化、夜間開館の実施等開館時間の弾力化その他各館の入館者、入館希望者の要望、利用形態等を踏まえたサービスを提供することにより、気軽に利用でき、親しまれる美術館づくりを推進すること。

(3) ミュージアムショップやレストラン等のサービスの充実を図り、入館者の観覧の満足度の向上に寄与するよう図ること。

IV 財務内容の改善に関する事項

税制措置も活用した寄付金や自己収入の確保、予算の効率的な執行等に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

1 自己収入の増加

積極的に外部資金、施設使用料等、自己収入の増加に努めること。

また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。

2 固定的経費の節減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

V その他業務運営に関する重要事項

1 人事管理（定員管理、給与管理、意識改革等）、人事交流の適切な実施により、内部管理事務の改善を図ること。

2 業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備計画を作成すること。